

太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る
付帯要綱Ⅲ（とくとく固定単価プラン）

2026年6月1日実施

太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る 付帯要綱Ⅲ（とくとく固定単価プラン）

目 次

1	適 用	1
2	要綱および電力購入単価表の変更	1
3	付帯契約の申込み	2
4	付帯契約の成立および契約期間	2
5	料金の適用開始の日	3
6	料 金	3
7	付帯契約の廃止等	3
8	付帯契約の解除	3
9	そ の 他	4
附	則	5

1 適用

(1) この「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅲ（とくとく固定単価プラン）」（以下「この付帯要綱」といいます。）は、当社と「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」（以下「原要綱」といいます。）にもとづく買取制度の対象とならない太陽光契約（2027年4月1日以降に買取制度の対象となる太陽光契約から買取制度の対象とならない太陽光契約へ移行した契約に限ります。）を締結する発電者または既に締結している発電者が、料金の算定についてこの付帯要綱の内容を希望された場合の契約（以下「付帯契約」といいます。）の条件を定めたものです。

(2) この付帯要綱は、次の条件をすべて満たしており、かつ、当社との協議が整った場合に限り適用いたします。

イ 発電者が「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱

I（あんしん年間定額プラン）」の適用を受けていないこと。

ロ 発電設備の受給最大電力が10,000キロワット未満であること。

ハ 発電設備を連系する需要場所において、発電者が当社と「低圧特別約款」にもとづく電気需給契約を締結していること。

2 要綱および電力購入単価表の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この付帯要綱および電力購入単価表を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、この付帯要綱および電力購入単価表に定める事項は、変更後の太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅲ（とくとく固定単価プラン）および電力購入単価表によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ 原要綱1（適用）(3)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件の変更または再エネ特措法その他の関係法令等の制定もしくは改廃により、この付帯要綱および電力購入単価表の変更が必要な場合

- ハ この付帯要綱および電力購入単価表の適用対象が変更となる場合
- ニ 当該一般送配電事業者等の系統連系の要件等技術的な事項または太陽光契約にかかる手続きもしくは運用上の取扱いについて変更が必要な場合
- ホ その他合理的な理由により，この付帯要綱および電力購入単価表を変更する必要が生じた場合

(2) 当社は，この付帯要綱および電力購入単価表を変更する場合，変更後の付帯要綱および電力購入単価表の実施日までに，変更後の付帯要綱の内容および電力購入単価表の内容を当社ホームページ上での掲示等により発電者にお知らせいたします。この場合，原則として，発電者への個別のお知らせは行ないません。

3 付帯契約の申込み

発電者が新たに付帯契約を希望される場合は，あらかじめこの付帯要綱を承認のうえ，原則として，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。なお，当社が発電者からの申込みを受けた場合，当社は，太陽光契約が成立していることを確認いたします。

- (1) 発電者の名称および発電設備の設置場所
- (2) 受給開始希望日
- (3) 当社と発電者が契約している電気需給契約の内容
- (4) 発電者の携帯電話番号またはメールアドレス等の連絡先
- (5) その他必要な事項

4 付帯契約の成立および契約期間

- (1) 付帯契約は，発電者による付帯契約の申込みに対する，当社の承諾の意思表示をもって成立します。
- (2) 当社は，申込みの内容を審査し，付帯契約に関する申込みを承諾する場合，書面により承諾の意思表示をいたします。なお，書面に記載する契約成立日をもって付帯契約の成立とさせていただきます。
- (3) 契約期間は，付帯契約が成立した日から，2031年4月の検針日の前日まで

とします。

(4) 発電者の発電場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(3)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

5 料金の適用開始の日

料金は、この付帯要綱による受給開始の日から適用いたします。なお、受給開始の日は、付帯契約の成立の日以降の任意の検針日とし、発電者と当社との間で協議により決定させていただきます。

6 料 金

料金は、原要綱26（買取制度終了後の料金）によって算定された金額といたします。なお、この付帯要綱を適用する場合は、当社の「電力購入単価表」に定める「とくとく固定単価プラン」の電力購入単価を適用します。

料金には、非化石価値等を含むものといたします。

7 付帯契約の廃止等

発電者が付帯契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、発電者から通知された廃止期日に付帯契約を終了させるための適切な措置を行いません。

なお、特別な事情がない限り、廃止期日は発電者が当社に通知した日以降の任意の検針日とさせていただきます。ただし、当社との太陽光契約も同日に廃止する場合は、この限りではありません。

8 付帯契約の解除

(1) 当社は、次のいずれかの場合には、一方的に付帯契約を解除させていただきます。

イ 1（適用）(2)を満たさなくなった場合

ロ この付帯要綱を適用する太陽光契約が廃止または解除された場合
(2) (1)により付帯契約を解除する場合の付帯契約の消滅日は、次のとおりと
いたします。

イ (1)イの場合は、当該条件を満たさなくなった日

ロ (1)ロの場合は、この付帯要綱を適用する太陽光契約が廃止または解除
された日

9 その他

この付帯要綱に定めのない事項については、原要綱によるものといたします。

附 則

1 実施期日

この付帯要綱は、2026年6月1日から実施いたします。